平成２８年（フ）第８８１号
東京都立川市上砂町５丁目62番地の21ビーグルマンション上砂401号
破産者　木賀　剛一
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９０６号
東京都八王子市上壱分方町703番地５
破産者　大瀧　敏幸
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４１号
東京都小金井市中町３丁目15番28―503号第１小金井グリーンハイム
破産者　間中　照夫
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
石川県金沢市桜田町３丁目48番地
破産者　有限会社コクピット金沢
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８９号
大津市坂本４丁目14番19号
破産者　有限会社エス・アベニュー
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４１号
岡山市北区北長瀬本町８番19号コーポ大陽301
破産者　小川亜砂子（旧姓亀井）
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５号
山口県山陽小野田市セメント町９番２号
破産者　有限会社勇辰興業
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１６号
宮崎県都城市鷹尾２丁目８番16号
破産者　有限会社スペースファイブ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４４号
秋田県能代市落合字中大野台１番地164　市営向ヶ丘住宅　Ｍ２―18
破産者　杉森　純一
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第４６号
秋田県能代市扇田字道地53番地
破産者　佐藤　俊宏
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２５１号
金沢市神宮寺２丁目５番12号　メゾネットⅢ２号、従前の住所金沢市京町24番26号
破産者　河村　友幸
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
札幌市南区真駒内本町６丁目９番15号　第２本町ハウス２－Ａ号
破産者　北見　貴博
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３号
札幌市南区真駒内本町６丁目９番15号　第２本町ハウス２－Ａ号
破産者　北見　雅代
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３８号
札幌市東区北14条東13丁目１番17号　ハイツＳＫ37号
破産者　松原　　勲
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３４号
札幌市南区常盤２条１丁目12番12号トキワビレッジ２号、申立時の住所札幌市南区藤野３条11丁目20番５号
破産者　江藤　　毅
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５号
青森県八戸市湊高台５丁目13番19号　カーサ・セレノＡ202
破産者　佐々木幸世（旧姓浅海）
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字寺前南11番地３
破産者　伊藤　紀子（旧姓松本）
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４０号
仙台市泉区黒松３丁目２番12―204号
破産者　菊地　　淳
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
埼玉県久喜市樋ノ口520番地15　ブルックハウスＣ202、破産手続開始時の住所埼玉県久喜市江面911番地30
破産者　近藤　喜幸
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係